

○鯖江広域衛生施設組合財政調整基金設置および管理に関する条例

（平成11年2月24日）
（ 条 例 第 1 号）

（設置）

第1条 長期にわたる組合財政の健全な運営に資するため、鯖江広域衛生施設組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 管理者は、次の各号の1に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

第5類 財務（ 鯖江広域衛生施設組合財政調整基金設置および管理に関する条例 ）

(3) 大規模な施設の整備または補修の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。